

International Organization for Standardization (国際標準化機構)
International Accreditation Forum (国際認定機関フォーラム)

認定審査の最適実施要領検討グループ

審査員の行動規範及び倫理規範に関する指針

1. 序文

審査員が非常に力のある特権的な立場に立っていると見られることが多いという事実は疑う余地がない。

当文書は、絶えず忘れてはならない事項であり、見過ごすと審査員としての行動及び倫理的行為に悪影響が与える可能性がある事項についての指針を提供するものである。当文書は、審査員が雇用主と結んだ契約条項と条件の中に行動規範の規定がない場合に特に役立つ。また、代表的な倫理規範も記載した。

2. 一般事項

審査員は、高水準の倫理的行動を推進するにあたって、以下のことを実践すること:

- 1) その任務を実施するに際して、雇用主である組織、及びその監査依頼者のためにのみ行動すること。
- 2) 真実、正確性、公平性、及び責任をもって、専門家に相応しい行動をとること。
- 3) 自己の資格、力量、又は経験を偽って伝えないこと、また、自己の能力以上の任務を引き受けないこと。
- 4) 組織の具体的認定作業及び特定組織又は特定個人の認証に関連して得たすべての情報を機密情報及び私的情報として扱うこと。ただし、組織、及びその組織の監査依頼者(適用される場合)から、そのような情報を開示することを、書面にて許可されている場合は、その限りではない。更には、
 - 相手が何人であれ、認定、登録又は認証のプロセスに関する情報を合法的目的のために知る必要のある人を除いて、そのような情報を議論しない。
 - 審査所見の詳細について、審査プロセスの最中又はその後も一切開示しないこと。

- 5) 上記の組織、監査依頼者、個人の活動との関係において得られた、すべての情報を機密情報及び私的情報として扱うこと。
ここで言う情報には、中でも、次の情報を含む。
- 組織の活動に関係する、有形、無形を問わず、すべての機器、図形・画像、文書資料又はその他の情報で、明瞭に「機密」として識別されているもの。
 - 有形、無形を問わず、すべての機器、図形・画像、文書資料又はその他の情報で、その内容及び/又は脈絡から私的な情報として識別できるもの。
- 6) 組織が、その情報が組織にとって私的情報であり、かつ、機密情報であると慎重に判断する場合は、「機密情報」と判断されるすべての情報を機密情報及び私的情報として取り扱うこと。更には、明瞭に機密情報と識別されていない情報ではあるが、機密情報として理解することができる情報を組織が受領する可能性があることを認識すること。
- 7) 認定、登録及び認証プロセス又はそこにおける決定の完全性を損ないかねない虚偽の又は誤解を招く情報を意図的に伝達しないこと。
- 8) 雇用主及び受審組織からの圧力下においても、専門家としての正しい行動を取ることができること。

3. 倫理規範の代表例

適合性評価専門家の名誉、尊厳及び完全性を維持・発展させ、更には、高水準の倫理的行動を遵守するために、私は、私が以下の事項を認識します。

a) 一般的課題

- 1) 正直、公平であり、私の雇用主、監査依頼者、社会一般、及び私の所属組織に献身的に奉仕します。
- 2) 審査を行う専門家としての力量及び威信を高める努力をします。
- 3) 私の知識と技能を、人々の快適な生活の増進のため、及び、社会一般が使用する製品及びサービスの安全性及び信頼性を促進することに使います。
- 4) 私の組織の仕事を助けることに、熱意を持って励みます。

b) 社会一般との関係

- 5) 社会一般の快適な生活に関与する各組織及びその構成員の業務内容についての社会一般の知識を積極的に広める努力をします。

- 6) 私の仕事及びその利点を説明するに当たっては、威厳を保ち、かつ謙虚な態度を保ちます。
- 7) 私が、公式声明を出すに当たってはすべて、それが誰を代表した声明であるかを、最初に明瞭に示します。

c) 組織、雇用主、監査依頼者との関係

- 8) 各組織、雇用主、及び/又は監査依頼者からの受託者として行動します。
- 9) 私の判断に影響を及ぼす可能性がある又は私のサービスの公正性を損なう可能性があるすべての事業上の関係、利害関係、又は所属関係を、各組織、雇用主、又は監査関係者に知らせます。
- 10) 現在又は以前の組織、雇用主、又は監査依頼者のすべての機密の業務又は機密の技術的プロセスに関する情報は、それらのしかるべき了解なしには、一切開示しません。
- 11) すべての当事者の了解を得ることなくして、同一サービスのために、複数の当事者からは、報酬を受けません。雇用されている場合は、雇用主の了解を得ずして、それ以外の雇用又はコンサルタント業務に従事しません。

d) 同僚との関係(該当する場合)

- 12) 他社の仕事の功績は、本来それが帰属する人に与えられるべく配慮します。
- 13) 私が雇用している、又は私の監督下にある人達の業務能力の開発及び進歩を助けるべく努力します。
- 14) 他社と不公正な競争をしません。すべての同僚及び私が事業上の関係があるすべての人達を信頼し、友情の手を差しのべます。
- 15) 審査チーム内において正直かつ率直であることを確実にするために、私の同僚の意見及び行動を尊重します。
- 16) 私の同僚に非倫理的行動があった場合は、率直かつ専門家らしく正しい対応をします。

認定審査の最適実施要領検討グループについてのさらなる情報は、次の文書を参照されたい。

Introduction to the Accreditation Auditing Practices Group

ユーザーからのフィードバックは、AAPGが、追加のガイダンス文書を開発することが望ましいか、又はこれらの現行の文書を改訂するのが望ましいかを決定するために利用される。

文書又は発表資料についてのコメントがあれば、次の電子メールアドレスに送ら
たい。

charles.corrie@bsi-global.com.

その他の文書及び発表資料は、次のウェブサイトからダウンロードできる。

www.iso.org/tc176/AccreditationAuditingPracticesGroup

免責条項

本文書は、国際標準化機構（ISO）、適合性評価に関するISO政策委員会（ISO/CASCO）、ISO専門委員会176、又は国際認定機関フォーラム（IAF）の承認プロセスを経ていない。

これらの文書に含まれている情報は、教育及び連絡の目的に使用可能である。AAPGは、誤り、欠落、又はそのような情報の提供若しくはその後の利用により発生し得るその他の法的責任については、責任を負わない。